



## Japan Society for Tobacco Control

### 日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail [desk@nosmoke55.jp](mailto:desk@nosmoke55.jp)  
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201  
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

#### 【UCSF グランツ教授よりの情報提供】

2018年10月7日 禁煙学会理事 松崎道幸 訳

現在 FCTC 締約国会議と、加盟各国において、PMI のアイコスなどの加熱式タバコを、現行のタバコ規制対策でどのように扱うかについて、検討が行われているが、Lauren Lempert と私は、タバココントロール誌に [Heated tobacco product regulation under US law and the FCTC](#) と題する論文を発表した。

その要約で法的規制の論議について以下の様に提言をまとめた：

タバコ産業は、加熱式タバコ (heated tobacco products : HTPs) という新製品の販売促進を行っている。HTP 器具はホルダーに内蔵されたバッテリーでタバコプラグあるいはタバコスティックと呼ばれるタバコ葉部分を加熱する製品である。HTP 器具は、タバコ葉と別売されているので、多くの国でタバコ規制法令の適用を免れている (訳注：アイコス器具のパッケージには有害警告が表示されていない)。米国では、FDA が「公衆の健康を守るうえで適切な製品である」と認定しない限り、HTP の販売を承認しないことになっている。フィリップモリス・インターナショナル (PMI) は、アイコスを従来のタバコ製品よりも有害物質が少なく健康被害が少ない「modified risk tobacco product (MRTP : 低害タバコ製品)」であると主張して、販売許可を求めている。しかしながら、PMI は、アイコスが従来のタバコ製品よりもはるかに害が少なく、消費者にタバコ製品使用そのものについての誤解を与えることなく、低害タバコ製品であるとの売り込み戦略の有無に関わらず、公衆の健康を全体として増進させるという自社の主張を裏付ける十分な根拠を示していない。FCTC 締約国には、タバコ使用とニコチン依存を減らし、害がないあるいは害が少ないタバコ製品であるとの虚偽のあるいは誤解を与えるラベリング・パッケージング、宣伝、販売促進行為を禁止する義務が課されている。HTP 販売を承認するか否かは、これらの条約上の義務が履行されるかどうかに基づいて判断されなければならない。器具と葉タバコを含む HTP 製品全体に対して、製品ラベリング・パッケージング規制、宣伝・販売促進・スポンサー活動の規制、小児への販売禁止、タバコ消費を抑制する価格課税措置、受動喫煙防止対策など、従来のタバコ製品と同等の厳しい規制を適用すべきである。米国政府が、HTP の販売を承認しないことは、何ら国内法あるいは FCTC 違反とはならない。

【出典：無料ダウンロード可】

Lempert LK, Glantz SA. Heated tobacco product regulation under US law and the FCTC. Tobacco Control Published Online First: 05 October 2018.

<https://tobaccocontrol.bmj.com/content/early/2018/10/05/tobaccocontrol-2018-054560>